

別表1 政策評価の総合評価基準

【各観点の評価結果等を踏まえた総合評価の基準】

判定区分	判定基準
A：目標を達成	政策評価は、数値目標の達成度により一次的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえて総合的な評価を、A、B、C、Dの4段階いずれかに判定する。
B：目標を8割以上達成	
C：目標達成が6割以上8割未満	
D：目標達成が6割未満	

別表2 施策評価の総合評価の基準

【各観点の評価結果を踏まえた総合評価の基準】

観 点			総合評価	総合評価の内容
必要性	有効性	緊急性		
A	A	A	A	○ 必要性が極めて高い ○ 治安維持上の有効性が極めて高い ○ 緊急性が極めて高い 上記の基準を満たしている。
		B		○ 必要性が極めて高い ○ 治安維持上の有効性が極めて高い ○ 緊急性が認められる 上記の基準を満たしている。
		C	B	緊急性は低い、 ○ 必要性が極めて高い ○ 治安維持上の有効性が極めて高い 上記の基準を満たしている。
	B	A	A	○ 必要性が極めて高い ○ 治安維持上の有効性が認められる ○ 緊急性が極めて高い 上記の基準を満たしている。
		B	B	○ 必要性が極めて高い ○ 治安維持上の有効性が認められる ○ 緊急性が認められる 上記の基準を満たしている。
		C		緊急性は低い、 ○ 必要性が極めて高い ○ 治安維持上の有効性が認められる 上記の基準を満たしている。
	C	A	C	治安維持上の有効性は低い、 ○ 必要性が極めて高い ○ 緊急性が極めて高い 上記の基準を満たしている。
		B		必要性が極めて高く、緊急性も認められるが、治安維持上の有効性は低い。
		C		必要性は極めて高いが、治安維持上の有効性や緊急性が低い。
B	A	B	B	○ 必要性が認められる ○ 治安維持上の有効性が極めて高い ○ 緊急性が認められる 上記の基準を満たしている。
		C		緊急性は低い、 ○ 必要性が認められる ○ 治安維持上の有効性は極めて高い 上記の基準を満たしている。
	B	○ 必要性が認められる ○ 治安維持上の有効性が認められる ○ 緊急性が認められる 上記の基準を満たしている。		
	C	治安維持上の緊急性は低い、 ○ 必要性が認められる ○ 治安維持上の有効性が認められる 上記の基準を満たしている。		
	C	B	C	必要性や治安維持上の有効性が認められるが、治安維持上の有効性は低い、
		C		必要性は認められるが、治安維持上の有効性や緊急性は低い。
C	A	C	C	治安維持上の有効性が極めて高いが、必要性や緊急性は低い。
	B	C		治安維持上の有効性は認められるが、必要性や緊急性は低い。
	C	C		必要性、治安維持上の有効性が低く、緊急性も認められない。

別表3 事業評価（事前評価）の基準

## 【各評価項目の判定基準】

観 点	評価項目	判定基準		配 点	評価結果	
1 必要性	(1) 現状の課題に照らした妥当性	a	事業の目的が現状の課題を適切に反映している。	2	A：必要性が高い（5点） B：必要性はある（2～4点） C：必要性が低い（上記以外）	
		b	事業の目的が現状の課題をある程度反映している。	1		
		c	事業の目的が現状の課題に合致していない。	0		
	(2) 住民ニーズに照らした妥当性	a	住民のニーズを的確に把握し、ニーズに合致した事業内容である。	2		
		b	a、c以外	1		
		c	住民のニーズを把握していないことに相当の理由がない。	0		
	(3) 緊急性に照らした妥当性	a	ある	1		
		b	なし	0		
	2 有効性	(1) 手段の妥当性	a	手段が適切で、効果が期待できる。		2
b			手段に改善の余地がある。	1		
c			手段が不適切で、効果が期待できない。	0		
(2) 成果指標・目標値がある場合その妥当性		a	指標・目標値とも妥当である。	2		
		b	指標・目標値のいずれかが妥当でない、又は指標等が設定されていないことに相当の理由がある。	1		
		c	指標・目標値ともに妥当でなく相当の理由もない。	0		
		※ 設定した指標等の判断 以下の全てを満たす場合を妥当とする。 ・事業目的が具体的に表現されている。 ・わかりやすい。 ・安易な業績指標になっていない。				
		※ 指標の目標値の判断 努力すれば達成可能で、ある程度困難な目標値となっている場合を妥当とする。				
3 効率性	経済性の妥当性	a	代替案を検討のうえ、最も効率的な事業が選択されている。	2	A：効率性は高い（2点） B：効率性はある（1点） C：効率性は低い（0点）	
		b	代替案の検討はしているが、他の事業について検討の余地がある。	1		
		c	代替案が検討されていない。	0		

## 総合評価（事業の妥当性）の基準

総合評価の区分	総合評価の基準
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果がA
B（概ね妥当である）	総合評価の基準がA、C以外の場合
C（妥当性が低い）	いずれかの観点の評価結果がC

別表4 事業評価（中間評価）の基準

【各評価項目の判定基準】

観 点	評価項目	判定基準		配点	評価結果
1 必要性	(1) 現状の課題に照らした妥当性	a	事業の目的が現状の課題を適切に反映している	2	A：必要性が高い（4点） B：必要性はある（2～3点） C：必要性が低い（上記以外）
		b	事業の目的が現状の課題をある程度反映している	1	
		c	事業の目的が現状の課題に合致していない	0	
	(2) 住民ニーズに照らした妥当性	a	住民のニーズを的確に把握し、ニーズに合致した事業内容である	2	
		b	住民のニーズの把握対象や方法等に改善の余地がある、又は事業内容がニーズに一部合致していない	1	
		c	住民のニーズを把握していない	0	
2 有効性	事業目的の達成状況	a	目的が確実に達成されている	2	A：有効性は高い（2点） B：有効性はある（1点） C：有効性は低い（0点）
		b	目的がある程度達成されている	1	
		c	目的が達成されていない	0	
3 効率性	経済性の妥当性	a	費用対効果が高い	2	A：効率性は高い（2点） B：効率性はある（1点） C：効率性は低い
		b	費用対効果が相応	1	
		c	費用対効果が低い	0	

総合評価（事業の妥当性）の基準

総合評価の区分	総合評価の基準
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果がA
B（概ね妥当である）	総合評価の基準がA、C以外の場合
C（妥当性が低い）	いずれかの観点の評価結果がC

別表5 事業評価（事後評価）の基準

【各評価項目の判定基準】

観 点	評価項目	判定基準		配点	評価結果
有効性	(1) 住民満足度	a	住民満足度を的確に把握しており、満足度も高い	2	A：有効性は高い （4点） B：有効性はある （2～3点） C：有効性は低い （0～1点）
		b	住民満足度を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1	
		c	住民満足度を把握していない	0	
	(2) 事業目的の達成状況	a	目的が確実に達成されている	2	
		b	目的がある程度達成されている	1	
		c	目的が達成されていない	0	

総合評価（事業の妥当性）の基準

総合評価の区分	総合評価の基準
A（妥当性が高い）	有効性の観点の評価結果がA
B（概ね妥当である）	〃 B
C（妥当性が低い）	〃 C